

福岡県社会福祉審議会 会議録

- 1 開催日時 令和7年8月27日（水）13:30～15:00
- 2 開催場所 福岡県中小企業振興センター 2階 大ホール
- 3 出席委員 赤井田委員、安部委員、石田委員、江口委員、大塚委員、小野委員、久保田委員、熊本委員、栗原委員、佐藤（楓）委員、塩出委員、瀬戸委員、高倉委員、長委員、徳永委員、原委員、本郷委員、松川委員、安永委員、山口委員、吉岡委員（21名）
- 4 欠席委員 綾部委員、石橋委員、猪野委員、荻原委員、川口委員、川野委員、近藤委員、堺委員、佐藤（裕）委員、佐保委員、高田委員、拜生委員、古瀬委員、松崎委員（14名）
- 5 議題 審議事項
令和7年度社会福祉施設等の整備方針について

6 議事の概要

司会	（開会） ただいまから福岡県社会福祉審議会全体会議を開催します。 皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます福祉労働部福祉総務課課長補佐の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 （福岡県あいさつ） それでは、開会に当たりまして、福祉労働部長の福田からごあいさつ申し上げます。
福田部長	【あいさつ】
司会	（新任委員の紹介） 続きまして、昨年度の全体会議以降、新たに社会福祉審議会委員にご就任いただきました皆さまをご紹介します。 私がご所属とお名前を申し上げますので、ご起立のうえ、ご一礼願います。 はじめに、公益財団法人福岡県身体障害者福祉協会理事長 高倉 寛視委員でございます。高倉委員には、障がい者福祉専門分科会に所属していただいております。 続きまして、福岡県議会常任委員会委員の改選により、新たに委員にご就任いただきました5名の委員をご紹介します。 福岡県議会議員 大塚 勝利 委員でございます。 大塚委員には、老人福祉専門分科会に所属していただいております。 福岡県議会議員 栗原 悠次 委員でございます。 栗原委員には、障がい者福祉専門分科会に所属していただいております。

	福岡県議会議員 佐藤 楓 委員でございます。 佐藤委員には、児童福祉専門分科会に所属していただいております。 福岡県議会議員 塩出 麻里子 委員でございます。 塩出委員には、児童福祉専門分科会に所属していただいております。 福岡県議会議員 吉岡 玲子 委員でございます。 吉岡委員には、民生委員審査専門分科会に所属していただいております。 また、本日はご欠席であります、福岡県町村会 事務局長 荻原 憲介委員が新たにご就任していただいておりますので、ご紹介いたします。 なお、本日出席しております事務局職員の紹介につきましては、お手元の事務局職員名簿の配付をもって代えさせていただきます。 (審議会開始) 続きまして、審議会の定足数についてご報告申し上げます。 福岡県社会福祉審議会の委員総数は、３５名でございますが、本日は、２１名のご出席をいただいております、委員定数３５名の過半数に達しておりますので、本審議会は成立していることをご報告申し上げます。 また、「福岡県社会福祉審議会運営要領」に基づき、本日の会議は公開することといたしております。 それでは、安部委員長にごあいさつをお願いいたします。
安部委員長	【あいさつ】
司会	ありがとうございました。 本審議会の議長につきましては、福岡県社会福祉審議会規則第６条第１項の規定により、委員長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は安部委員長をお願いいたします。
安部委員長	それでは、僭越ながら議事進行を進めさせていただきます。 まずは審議事項「令和８年度社会福祉施設等の整備方針について」ということで、「高齢者福祉関連分」について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【高齢者福祉関連分について、資料No. １に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございます。 それでは、皆様からご意見・ご質問はございませんか。
瀬戸委員	福岡市は広域型、地域密着型を包含して計上されていますが、地域密着型介護老人福祉施設を整備するということでしょうか。

事務局	地域密着型になります。
安部委員長	ちなみに広域型と地域密着型がどう違うのか、教えていただけますでしょうか。
瀬戸委員	一般的に、地域密着型は29床以下で、各市町村の管轄になります。
安部委員長	高齢化が進んでいるのに施設整備がほとんど終わっているということが、少し違和感があるのですが、どうなのでしょう。
事務局	国は、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活が続けられる、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を進めているところでございます。 一般的に、施設から地域、病院から在宅へという流れが重視されております。施設中心の介護から在宅介護、そして、在宅に近い住まいとしてのサービス付きの高齢者向け住宅整備に重点が置かれるようになっております。 こうした背景によりまして、高齢者の多様なニーズに対応するための選択肢として、住宅型の有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅の整備が進んでいる状況です。それに加えて、定期巡回や随時対応型訪問介護看護などの居宅系のサービスの充実も進んでおります。 こうした背景から特養などの施設整備については、減少あるいは今後の整備の必要性はないと判断している市町村が増えている状況です。
安部委員長	福岡県の平均で、特別養護老人ホーム待ちの人はどれくらいでしょうか。県では把握されていますでしょうか。
事務局	待機者と呼ばれますが、我々が調査する際は「入所申込者」、入所したくてもまだ入所できない申込者申込者の数については、3年に1度、把握することにしております。 直近の令和4年4月1日時点の調査では、7,947名でございました。 内訳として、老健等の施設に入所または病院に入院している方が5,161名、在宅の方が2,786名となっております。その中で入所する必要性が高い、いわゆる要介護3以上の方、在宅の方は2,307名となっております。
安部委員長	ありがとうございました。他に意見等ございますか。 よろしいでしょうか。 では、続きまして児童福祉関連分の施設整備について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【児童福祉関連分について、資料No. 2に基づき説明】

安部委員長	ありがとうございました。 それでは皆様からご質問、ご意見があればお願いします。
高倉委員	児童養護施設についてお伺いします。 2 ページ目の一番上に、保護者のいないこども、虐待されているこどもたちを養護するとありますが、何歳まで養護しているのか、例えば他に保護者が見つかったら、そのまま退所するのか、個人的には中学校卒業までの年齢だと考えていますが、そこまでののか。中学校卒業程度の養護した後に高校に行きたいといった場合に、親御さんのない方はお金の問題が出てきますが、そういう支援はどのようにされているのか、ご教示いただければと思います。
事務局	まず、児童養護施設につきましては、保護者のいない 18 歳までのこどもを原則として入所させることとしております。 入所後は家庭復帰を目指して取り組んでおりまして、家庭復帰ができる状況になりましたら、その時点で退院して家庭復帰することは方法としてあります。 家庭復帰が叶わないまま中学校を卒業して高校等に入ることになりますと、措置費を県と国で費用負担し、経済的援助を行いながら児童養護施設に居住したまま学校に通っていただく方向となっております。
安部委員長	補足ですが、在学中学生の高校進学率で約 97%。児童養護施設に入所している子も 95% くらいとなっていて、1～2% 低いぐらい。ほとんどの中学生はそのまま施設、里親さんのところから高校に通います。最近は高校から大学に進学する際の奨学金などもできていて、児童養護施設に在籍中のこどもの大学進学率もかなり高くなってきています。 保護者がいないから大学に行けないということがなくなってきたのかなと思います。 その他、質問等ありますでしょうか。
江口委員	こどもに関しての支援については、親御様への支援も非常に必要になってくると思います。親御様への支援は、これから先どのようにされていくのか、ご教示いただけますでしょうか。
事務局	こども福祉課で所管している児童養護施設や乳児院に入所する児童に関しましては、先ほど申し上げたような支援を行っていますが、その親御様に対しましては、入所している子の家庭復帰に向けて、関係修復・構築を行うきずな事業を実施しております。こどもの家庭復帰を望まれ、最終的に家庭養育に戻すための事業として、児童相談所の職員が立ち会いながら関係修復の支援を行っています。
江口委員	生き別れのというより、親御様がいらっしゃるこどもへの支援ということであれば、親御様への支援は非常に重要となってくると思いますので、継続して実施していただければと思います。
安部委員長	他に質問等がありますでしょうか。

本郷委員	県の児童相談所を経由して児童養護施設に入所する経緯の変化、例えば、障がい児の割合や虐待の役割、それがどのくらいになっているのでしょうか。また、ハード面の整備も含めて、対応する職員へのサポートをご教示いただけますでしょうか。 次に、里親支援専門相談員さんも頑張っているとは思いますが、個人事業主等が行うファミリーホームへの支援について、県は考えていらっしゃるのでしょうか。
事務局	まず、児相から児童福祉施設へ入所する際の経年変化について、現在、正確な数値を持ちあわせておらず申し訳ありませんが、委員のおっしゃっているとおり、虐待等により子どもにトラウマがある、生まれつき特性があるなど、通常の児童養護施設に入所することが困難な子どもが増えているということは、近年の傾向としてございます。 施設職員のサポートにつきましては、心理職員の配置を進めており、心理職員を配置した場合は、措置費の加算を行っております。そういった形でサポート職員の配置を推進しているところです。 ファミリーホームへの支援についてですが、本県においては、15施設のファミリーホームを設置しております。こちらは、政令市は含まれておりません。 家庭的養護の推進ということで、里親、ファミリーホームを拡充していきたいと考えております。本年4月に里親支援センターを開設し、里親、ファミリーホームの開拓を行っております。センターを活用しながら、ファミリーホームのなり手を増やしていきたいと考えております。
安部委員長	在宅支援サービスへの財政的支援など、児童だけでなく、障がい者、高齢者などの各分野において県が実施している財政負担の支援について、報告事項として資料に掲載してもいいのかなと思います。来年度、事務局で考えていただければと思います。 他に何か質問などはありませんでしょうか。 では、続きまして、障がい者・障がい児福祉関連分の説明を事務局からお願いします。
事務局	【障がい者・障がい児福祉関連分について、資料No3に基づき説明】
安部委員長	皆様からご意見・ご質問はありますか。
瀬戸委員	各課で資料を作っているのですが、少しずつフォーマットが違ってきます。 例えば3ページの参考資料の就労移行支援や就労継続支援、これは近年、日本中どこでもそうですが、開所、閉所がめちゃくちゃです。どんどん申請する。でも、閉所もどんどん増えている。 先ほどの子ども福祉課は、経過の表が参考資料として添付されています。直近2年でどれくらい減ったのか、増えたのか分かる資料があると非常に参考になります。 ある程度、フォーマットを一緒にしていただかないと見にくいです。
事務局	ご意見ありがとうございます。 おっしゃられているとおり、新規と廃止が入り混じって分かりにくい部分があり、申し訳ありません。来年は工夫して作成させていただきます。

安部委員長	他にご意見等、ございますか。
山口委員	就労継続支援について、A型は336施設、B型は851施設と、大変増加しているように思います。必要見込量と利用実績を見ると、利用実績がオーバーしているように思いますが、今後、申請があった場合の認可をどのように考えていますでしょうか。
事務局	ご質問ありがとうございます。 傾向としまして、A型は横ばいの状況、B型は少し伸びている状況でございます。県所管の部分については県が認可・指定をしているところでございますが、現状としては市町村と話しながら、意見書というものを提出いただいております。市町村で必要性を判断していただき、意見書がない限り、指定はしておりません。 また、おっしゃるとおり、数字で見ると全体的に足りておりますが、不足している地域や認定書が出てくる地域もございますので、現状のような状況になっております。 それについては、しっかりと確認して参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
山口委員	市町村から意見書が出た場合、県は認可されるのでしょうか。
事務局	指定要件を満たしていない場合はもちろん指定できませんが、市町村がこちらの計画に基づいて利用の必要があるということです、そういった意味では指定を考えております。
本郷委員	令和7年10月1日から就労選択支援事業所が始まると思いますが、その整備計画については、既存の就労継続支援A型B型に含めて考えていらっしゃるのでしょうか。また、就労選択支援事業所の整備計画はどのように考えておられるのか、ご教示いただければと思います。
事務局	ご質問ありがとうございます。 おっしゃるとおり、今年の10月から就労選択支援という新しいサービスが始まりますが、選択支援に関しては、指定要件の1つに、すでに3人以上の一般就労に繋がっているという要件がございます。実質的に就労移行支援事業所A型、B型でないと認可は取れないと考えております。そのため、10月以降に就労選択支援事業所の指定をされたい施設があれば、就労移行支援事業所A型、B型のカテゴリーで施設整備の範疇にあるのではないかと考えております。定着支援も同じような形でございます。
安部委員長	就労選択支援というものが新しくできるとのことですが、説明していただいてもよろしいでしょうか。
本郷委員	就労定着支援は、障がい者の離職が多いので就職した後の見守り支援。 就労選択支援は、適切な就労選択ができるよう既存の就労支援事業所がお手伝いする支援です。 何か補足はありますか。

事務局	就労選択支援は、今年の10月から始まる制度でございまして、まずは、就労継続支援B型に行くときには必ず就労選択支援を受けて、B型の方に行くことがその方にとって望ましいのか、1番適しているのかを判断した上で、B型、A型、一般就労など、就労に入る前に確認をする制度でございます。 定着支援は元々ある制度でございまして、一般就労先で、その仕事でずっと定着できるように支援をするような制度です。
安部委員長	就労A型に行くのか、B型に行くのか、決める前に相談できる場所があるということで。他にご意見ありますでしょうか。
赤井田委員	就労校を卒業して先生たちの就労先の支援がなかなか行き届いていないと、保護者の方から声で聞こえてきます。それぞれの住んでいる市町村で勝手に探して下さいというような指導があっていると度々聞きます。県の先生たちに指導をお願いします。 もう1つ、放課後デイサービスやグループホームが本当に乱立しています。指定要件に当たっているのに、一般の会社がどんどん開設していくということでしょうが、たくさんできても保護者としては心配になります。本当に大丈夫だろうか、生活支援という名のもとに昼間はずっと部屋の中に籠っている、そういう状況がたまにあります。 施設整備という中身ではありませんが、指定要件をしっかりとしいていただいて、使いやすい制度になるように、お願いしたいと思っています。
事務局	ご意見ありがとうございます。 まず1点目について、特別支援学校からのお話かと思いますが、今回の就労選択支援サービスができた背景にもそういった声があったとのことで聞いております。今年度10月から始まるサービスでございまして、教育庁ともしっかりと連携しながら制度周知に努めてまいりたいと考えております。 2つ目のグループホーム、放課後デイサービスの関係でございまして。 先生おっしゃるとおり、グループホームについては、昨年の700施設から今年で765施設。児童発達支援は557施設から675施設、放課後デイサービスは1,214施設から1,307施設になっており、1割以上の増加でございまして。 私どもも指定要件を満たしていれば許可せざるを得ない部分はございますが、従業員の質の低下などの懸念もございまして、3年に1度は必ず現地で指導をしております。そういった場を活用して、しっかりと事業者の方に指導して参りたいと考えております。
安部委員長	他に皆様、ご意見はございますか。 それでは、最後に保護施設等関連分について、事務局から説明をお願いします。
事務局	【保護施設等関連分について、資料No. 4に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございます。 昨年度も聞きましたが、保護施設での入所率はどれぐらいか、ご教示いただけますか。
事務局	本年4月1日現在の中間報告の充足状況ですけれども、82.6%となっております。

安部委員長	4施設を合わせた数値でしょうか。
事務局	左様でございます。
安部委員長	救護施設と社会事業授産施設と分けて集計はしていないですか。
事務局	現在、手元に資料がなく、申し訳ありません。確認いたします。
安部委員長	結構高いなと。社会事業授産施設は、高齢者施設や障がい者施設と比べて、良いのではないかなという気がしました。生活保護を受給している方がそうなった場合、それから保護が必要で対象になるからここに入るか。おそらく両方ある。将来的に必要なのかな。 生活保護のことよく分からないけれども、ちょっと他の施設とは違う感じがして。 皆様、他にご意見ありますでしょうか。
瀬戸委員	救護施設は、いわゆる最後のセーフティーネットということで設置されていて、定数はどんどん減っていくだろうと。 先ほど言われた80数%ということと、もう1つ、高齢者福祉施設への移行率のデータはお持ちでしょうか。
事務局	ご指摘のデータは必ずしも把握はできておりませんが、委員のおっしゃるとおり、高齢者の方々と、ご家族が亡くなって行き場を失ったり、病院から退院して一時的に保護したり、いずれにしても救護施設の在り方としては、一定期間、生活環境を整えて、在宅や介護施設への移行していくプロセスを踏むことが重要と考えております。引き続きそういった機能が発揮できるように環境整備を整えていきたいと考えております。
瀬戸委員	是非、よろしくお願いします。 救護施設は日本中で精神障がい者の方もかなり入っています。その方たちが日本ではどのように高齢化して移行しているのか、ある程度データをお持ちになったほうがいいかなと思います。
事務局	研究してまいりたいと思います。
安部委員長	保護施設が2種類ありますが、病院でいえばMSWのようなソーシャルワーカーがいらっしやいますでしょうか。
事務局	救護施設には配置されております。ただ、資格要件が明確にあるわけではありませんので、運営主体の判断で配置されている状況です。

安部委員長	移行のことを考えたら、そういったことを担う人が必要なのかなと思いました。他に質問などありますでしょうか。 ちなみに、いくつかの整備計画の中で、「令和6年から8年度の計画に基づいて」となっていますが、令和8年度には新たな整備計画を立てることが始まるのでしょうか。それぞれのところ聞いてみたいと思います。高齢者分野はどうですか。
事務局	令和6年から8年にかけては第10次、それ以降の令和9年からの3カ年は第11次計画ということで、これにつきましては来年度から計画策定に入る予定です。
安部委員長	令和8年度に新たな整備計画を立てる、その時には専門分科会で意見交換があるということでしょうか。
事務局	左様でございます。
安部委員長	児童分野も同じでしょうか。
事務局	こども福祉課でございます。 児童分野については、個別の施設整備計画は立てておりません。
安部委員長	児童分野は毎年、来年度はこういう計画という形で行っているのですね。最近、こども計画を作ったばかりなので。
事務局	こども未来課でございます。 ニーズと供給量の全体数の計画については、市町村が立てております。個別施設計画については毎年、各課で立てて、ご審議いただいております。
安部委員長	障がい者の施設整備計画も令和6年度から8年度ということでしたよね。
事務局	障がい者福祉計画、障がい児福祉計画につきましては3カ年計画でございますので、時期は令和9年から11年になります。
安部委員長	保護分野はそういう計画ないですね。
事務局	生活保護分野につきましては、介護保険、障がい者福祉サービスと異なりまして、市町村ごとの行政計画がございませんので、毎年、協議機関と整備の必要性を勘案しています。

安部委員長	ありがとうございます。 皆様からご意見・ご質問ありますでしょうか。 それでは、報告事項に入ります。 6つの報告がありますが、6つの報告を受けた後に皆様からのご意見・ご質問を承りたいと思います。
事務局	【報告事項について、資料No. 5に基づき説明】
安部委員長	ありがとうございました。 事務局より6つの報告がありましたが、皆様からご意見・ご質問ありますでしょうか。
瀬戸委員	14ページの乳幼児の歯と口の健康づくりについて、デジタルリーフレットは、県のホームページに掲載されるのでしょうか。
事務局	その予定でございます。
瀬戸委員	先日出席した他県の会議で、県民の方から「どれくらいの人が見ているか、県は把握できているのか。」という意見があった。視聴数やダウンロード数を確認できるようにしておくといいのではないかと思いました。
事務局	かしこまりました。ありがとうございます。
安部委員長	YouTubeに掲載したらいいのではと思いますが、どうですか。
事務局	その議論もございますので、できるだけ市町村の親子教室等でもご紹介しながら、活用していけたらと思っております。
安部委員長	保育士さんは常に子どもを見ているので、いつでも視聴できる環境があるといいなと思いました。 他にご意見・ご質問はありますでしょうか。
小野委員	いろんな場所にアナウンスをしていただいて、しっかり結果に結びついていただきたいなと思っています。15歳以下の人口推移や福岡県下での出生率などの指標をあげて、こういった会議で事業効果を報告していただければと思います。

安部委員長	他にご意見・ご質問ありますか。
赤井田委員	保育園や幼稚園に配信されるとのことですが、障がい者施設にもPRしていただきたいです。
事務局	ご意見ありがとうございます。 是非、PRさせていただきたいと思います。
熊本委員	「福岡県こども計画」について、10ページの柱Ⅲ 4（1）で、「障がいのあるこどもの育成」という記載がありますが、いろいろな捉え違いが生まれないか、少し気になりましたので、ご説明をいただけたらと思います。
事務局	具体的なこの中身に関して言いますと、領域や早期の適切な支援など、ライフステージに合わせた適切な支援を行い、障がいのあるこどもを成長させていくという意味で「育成」という言葉を使わせていただいております。
安部委員長	少し、誤解を生みやすい表現ですね。 公表しているものなので、修正ができない部分になりますが。 他にご意見・ご質問ありますかでしょうか。
松川委員	「福岡県こども計画」に、とても期待を持っております。 10ページの柱Ⅱ 9 居場所づくりの推進についてです。先ほど審議事項にも出ましたが、児童館や児童センターの設置に関して、近年の酷暑で、こども達が夏休みに遊べる場所が少なくなっています。図書館以外で、市町村に児童館や児童センターがない場合、親御様が車で移動したり、公園で遊んだりすることが厳しい状況になっています。 今後、老朽施設の修繕等で進められていくとは思いますが、なるべく児童館や児童センター等を増やしていく方向で考えていただけたらありがたいです。
事務局	児童館や児童センターにつきましては、先ほどの資料にございましたとおり、政令市・中核市以外の市町村は、施設が減少している実態がございます。 今おっしゃられたご意見をもとに、実施主体である市町村の皆様としっかりお話をしていきたいと思っております。 また、児童館や児童センターに加えて、小さなお子様が保護者と一緒に集まれる子育て交流支援拠点もございますので、今おっしゃられた目的、またそのニーズが合致するような形で取り組んでいけたらと思っています。

安部委員長	ありがとうございます。 私から皆様にお知らせしたいことがありまして、5ページをご覧ください。 私は児童福祉専門分科会の委員ですが、毎月のように里親認定を行っています。 4月は6件、5月は5件、7月は9件、8月は4件、9月は5件、11月は14件、1月は10件、3月は13件となっています。 最近の傾向としては、里親が知り合いだから、友達だから、親がやっていたから等、里親さんが里親さんをリクルートするような広がりがあります。 「里親を広げましょう」という掛け声だけではなく、里親になる方がこれだけ増えているという事を皆さんにご紹介しておきたいなと思いました。 そろそろ時間なので終わりにしたいと思いますが、最後にご意見・ご質問ありますでしょうか。
本郷委員	1点だけお尋ねです。 自立援助ホームについては、都道府県・政令指定市が実施主体になっていると思いますが、今回の資料に記載がないのは何故でしょうか。所管が違っているのでしょうか。
安部委員長	確認ですが、自立援助ホームは都道府県・政令指定都市が認可するのでしょうか。 施設整備方針ではなく、認可方針になるので記載されていないかもしれないですね。
事務局	自立援助ホームについては、県に届出をしていただき、要件を満たしていれば、基本的には設置できることになっております。認可とは少し違ってきます。
本郷委員	わかりました。ありがとうございます。
安部委員長	それでは、本日の議事については終了いたします。 最後に、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	それでは、今後の会議について、ご案内いたします。 今年度、この全体会議につきましては、ただいまのところ開催の予定はございません。 次に、各分科会につきまして、児童福祉専門分科会は、月1回程度の開催を予定しております。民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会及び老人福祉専門分科会は、必要に応じて複数回の開催を予定しております。それぞれの専門分科会の開催の際には、あらためてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。 事務連絡は以上になります。 それでは福岡県社会福祉審議会全体会議を終了いたします。 本日は誠にありがとうございました。